

一般社団法人 北九州市老人クラブ連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北九州市老人クラブ連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県北九州市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北九州市における高齢者の自立型社会を目指すために、地域住民との交流・連帯の促進及び老人クラブの普及発展を図るとともに、高齢者の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(運営)

第4条 この法人は、北九州市内の区老人クラブ連合会、関係行政機関及びその他地域福祉団体等と緊密な連携を保ちつつ、その協力のもとに運営するものとする。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人クラブの育成、支援及び老人クラブ活動の推進
- (2) 高齢者の生きがいと健康づくり並びに介護予防に関する事業
- (3) 高齢者の相互支え合い及び地域における社会奉仕活動に関する事業
- (4) 各区老人クラブ連合会、関係行政機関及びその他福祉団体との連携及び協力
- (5) 老人クラブ及び高齢者福祉に関する広報宣伝に関する事業
- (6) 高齢者及び他世代住民との交流協調に関する事業
- (7) 高齢者福祉ニーズの調査研究と北九州市への提言
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した以下の者とする。

ア 校（地）区老人クラブ連合会

イ 理事定数の枠内で、区老人クラブ連合会からこの法人の理事として推薦された者

ウ この法人で事務局長の職にある者

エ 北九州市社会福祉協議会でこの法人を所管する役員の職にある者

オ 北九州市でこの法人を所管する部長の職にある者

(2) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体の代表者

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員（以下「正会員等」という。）になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 正会員は、理事会の承認を受けたときに、会員となる。

3 賛助会員は、会長が入会申込書を受理したときに、会員となる。

(経費の負担)

第8条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、正会員等になった時及び毎年、正会員等は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会員である団体が解散したとき。
- (5) 2年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。

(任意退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、賛助会員については、会長に退会の申出をすることにより退会できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年度5月に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面によって、招集の請求が会長にあったとき。

(招 集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合にあっては、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、出席した当該正会員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1号及び第3号から第5号までの決議については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行い、第2号の決議については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 会員の除名
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上27名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事、5名を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、常務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、常務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 第1項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問

(顧問)

第37条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問に関する事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 顧問は、会務について会長の諮問に応じ助言をする。

第8章 会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、その承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

（剰余金の分配の禁止）

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

（設置等）

第43条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。なお、重要な職員の任免は、理事会の承認を得て行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第44条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産及び負債の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 公告の方法

(公 告)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 2 章 補則

(委 任)

第 49 条 この定款の執行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、青木克己とする。
- 3 整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 3 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この定款は、令和 3 年 5 月 2 5 日から施行する。